宍粟市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和6年3月13日

宍粟市長 福 元 晶 三

## 宍粟市条例第19号

宍粟市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

宍粟市立幼稚園設置条例(平成17年宍粟市条例第188号)の一部を次のように改正する。 次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前			改 正 後			
別表(第2条関係)			別表	別表(第2条関係)		
	名称	位置		名称	位置	
	<u> </u>	宍粟市山崎町金谷33番地3		宍粟市立河東幼稚園	宍粟市山崎町三谷57番地6	
	<u> </u>			[略]		
	宍粟市立河東幼稚園	宍粟市山崎町三谷57番地6				
	[略]					
備考 この表において、下線を付した部分及び太枠の部分は改正箇所を示し、[ ] の記載は注記である。						

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。